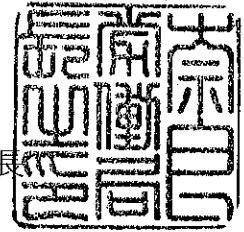


奈良労働基 0527 第 1 号
令和 7 年 5 月 27 日

関係団体各位

奈良労働局長



熱中症対策の強化に係る労働安全衛生規則の一部を改正する
省令の周知について（要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の熱中症による死亡労働災害が多発している状況を踏まえ、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、別添のとおり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）が令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、会員事業場等に対する改正内容の周知及び熱中症に係る労働災害防止対策の一層の徹底につきまして、特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

（別添）

○ 別添 1

令和 7 年 4 月 15 日公布「厚生労働省令第 57 号」

○ 別添 2

リーフレット「職場における熱中症対策の強化について（令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます）」

○ 別添 3

通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
（令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号）

※ リーフレット、パンフレット及び通達は奈良労働局 HP に掲載しています。

（ https://jsite.mhlw.go.jp/nararoudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00813.html ）



【URL 二次元コード】